

ふるさと納税 控除上限額の目安

〇ふるさと納税における税控除（減税）について

ふるさと納税（寄附）を行うと、寄附金のうち2,000円を超える金額について、寄附した翌年の所得税・個人住民税から一定金額が税控除（又は還付）されます。

〇全額控除される寄附金上限額の目安

課税総所得金額（※1）	所得税率	全額控除される寄附金上限額の計算式
195万円以下	5%	所得割額（※2）×23.558%+2,000円
195万円超330万円以下	10%	所得割額×25.065%+2,000円
330万円超695万円以下	20%	所得割額×28.743%+2,000円
695万円超900万円以下	23%	所得割額×30.067%+2,000円
900万円超1,800万円以下	33%	所得割額×35.519%+2,000円
1,800万円超4,000万円以下	40%	所得割額×40.683%+2,000円
4,000万円超	45%	所得割額×45.397%+2,000円

課税総所得金額（※1）は、サラリーマンの方であれば、源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた額。確定申告では、「課税される所得金額」の欄が目安。 課税総所得額（※1）の10%が所得割額（※2）となります。

所得割額（※2）の求め方 特別徴収税額通知書から

平成 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③		市民税 定率控除前所得割額④	市民税 所得割額⑥	E									
	給与所得				分離短期譲渡					市民税 均等割額⑦								
	その他の所得計				分離長期譲渡					市民税 定率控除前所得割額④								
所得控除				所得金額①	山林所得		県民税 定率控除額⑤	県民税 所得割額⑥	F									
雑損			株式等の譲渡		特別徴収税額	月割額	6月分	7月分以降										
医療費	障害・老・寡・勤		商品先物取引		扶養親族該当区分	本人該当区分	※例により非課税											
社会保険料	配偶者				控配	老配	特配	同老	その他	同障	特障	夫障	妻障	老年者	寡婦	寡夫	寡学生	寡失
小規模企業共済	配偶者特別				所得控除合計②													
生命保険料	扶養																	
損害保険料	基礎																	
寄附金																		

市民税の所得割額 (E)

県民税の所得割額 (F)

所得割額は市民税の所得割額と県民税の所得割額の合計

$$E + F = D \text{ (所得割額)}$$

詳細な計算の考え方

← 控除外 →	← 控除額 →		
適用 下限額 2,000円	【所得税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率(5%~40%) ※上限:総所得金額の40%	【住民税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×10% ※上限:総所得金額の30%	【住民税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×(90%-所得税率) 所得割額の2割を限度

○上限額の計算式について

適用下限額

$$\text{控除上限額} = (\text{所得割額} (\ast 1) \times 20\%) \div (90\% - \text{所得税率} (\ast 2) \times 1.021) + 2,000 \text{円}$$

※寄附を行う時点では所得割額及び所得税率は確定していないため、計算式はあくまで目安となります。実際の控除額は寄附した年の所得に応じますので、ご注意ください。
 また、実際に控除される額は適用下限額 2,000円を除く金額となります。

(※1) 所得割額…課税総所得額の10%

(※2) 下記の表から該当する所得税率を当てはめてください。

確定申告書の見方

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所(居所)又は所在地 ○○市△△町X-X-X-X	氏名 前橋 太郎
給与 A	所得控除の額の合計額 B
給与所得控除後の金額 C	

平成 27 年分の 確定申告書 A

住所 ○○市△△町X-X-X-X	氏名 前橋 太郎
収入金額等 給与 A	課税総所得金額 (A-B) ※千円未満は切り捨て
所得控除 所得控除の額の合計額 B	所得割額 C

課税総所得金額は給与所得控除後の金額-所得控除の額の合計。
 $A - B = C$ (課税総所得金額)
 所得割額は課税総所得金額の10%。
 $C \times 0.1 = D$ (所得割額)